

平成30年度版

平成30年度
改正
ポイント付！

あなたと歩む 介護保険



伊佐市

平成30年

4月から

- 利用者負担と介護保険料が変わりました ▶P11~23、27参照
サービスを利用したときの利用者負担と介護保険料が変わりました。
- 合計所得金額の控除の扱いが一部変わりました ▶P8、9、20、26参照
介護保険料の所得指標である合計所得金額は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。さらに「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用いる場合もあります。
※平成30年8月からは、利用者負担割合、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費に用いられる合計所得金額にも適用されます。
- 介護保険施設に「介護医療院」が創設されました ▶P19参照
介護療養型医療施設の転換施設として、介護医療院が創設されました。日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ、看取り・ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。
- 「共生型サービス」が創設されました ▶P11、13、14、21参照
高齢者や障害児者が同じ事業所でサービスを利用できる「共生型サービス」が創設されました。介護保険または障害福祉の事業所がもう一方の制度の認可指定を受けやすくなり、指定を受けた共生型サービス事業所では、65歳になって介護保険を利用することになった障害福祉サービスの利用者も、使い慣れた事業所で引き続きサービスが利用できます。

- 介護保険の財源構成が変更されました ▶P27参照
介護保険を運営する財源のうち、65歳以上の人々の負担割合は23%に、40~64歳の人々の負担割合は27%になりました。

8月から

- とくに所得の高い人の負担割合が3割になります ▶P8参照
本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人々の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人々は、サービスを利用した際の負担割合が3割になります。
- 高額医療・高額介護合算制度の算定基準が変更されます ▶P9参照
現役並み所得者の区分が細分化され、課税所得380万円以上の人々は限度額が変更されます。

10月から

- 福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます ▶P16参照
貸与価格の上限額が設定されます。また、利用者に対して、貸与商品の全国平均貸与価格および利用する事業者の貸与価格の両方の提示と、機能の説明が義務づけられます（平成30年4月から、価格帯が違う複数の商品の提示も義務づけられています）。

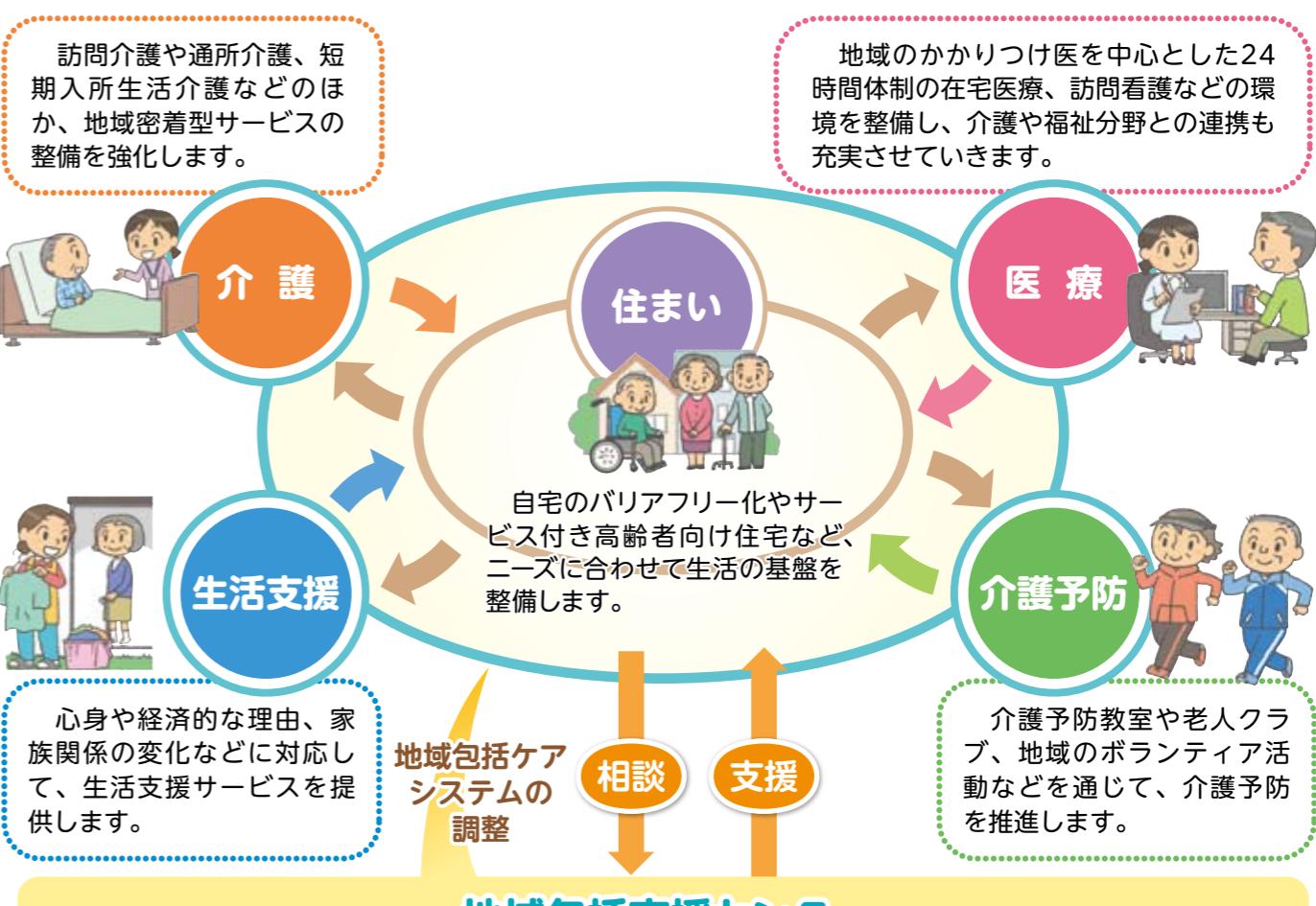
もくじ

地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように	1
介護保険のしくみ	介護保険について	2
サービスの利用のしかた	サービスを利用するため ケアプランの作成 サービスの利用者負担	4 6 8
利用できるサービス	サービスについて 介護予防・日常生活支援総合事業	10 24
介護保険料	65歳以上の人々の介護保険料	26

※掲載している内容については、今後見直される場合があります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するしくみです。必要なサービスを切れ目なく提供し、地域に住む高齢者の生活を支えます。おおむね30分以内にサービスが提供できる日常生活圏を想定しています。



市区町村と協力しながら、地域の高齢者が抱えるさまざまな問題などを見つけて整理し、医療機関、サービス事業者、地域住民や自治会などと連携して支援する地域包括ケアシステムの調整役です。

地域包括ケアシステムに必要な

4つの「助」

- 自助 (Autonomy):** 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。
- 互助 (Mutual Assistance):** 地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。
- 共助 (Cooperation):** 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。
- 公助 (Public Assistance):** 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市区町村が行う社会福祉サービスのことです。

介護保険について

介護保険制度は市区町村が保険者となって運営します。40歳以上の人人が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

介護保険加入者（被保険者）

必要なサービスを総合的に利用できます。

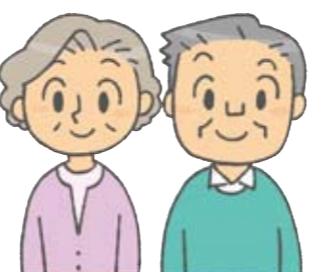
- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料（サービスの利用者負担割合分）を支払います。

65歳以上の人（第1号被保険者）

サービスを利用できる人

介護や日常生活の支援が必要と認定された人

（どんな病気やけががもとで介護や支援が必要になったかは問われません）



40～64歳の医療保険加入者（第2号被保険者）

サービスを利用できる人

特定疾病により介護や支援が必要と認定された人

（交通事故やけがなど、特定疾病以外が原因で介護や支援が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）



特定疾病

加齢と関係があり、要介護・要支援状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

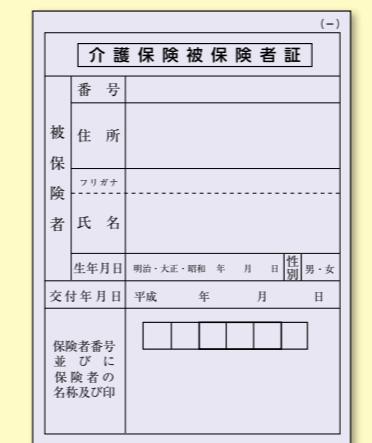
●がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)

●初老期における認知症
●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

●関節リウマチ
●筋萎縮性側索硬化症
●後縫靭帯硬化症
●骨折を伴う骨粗鬆症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
および糖尿病性網膜症
●脳血管疾患
●閉塞性動脈硬化症
●慢性閉塞性肺疾患
●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●脊髄小脳変性症
●脊柱管狭窄症
●早老症
●多系統萎縮症



介護保険の保険証（介護保険被保険者証）

介護保険の保険証は介護保険の被保険者であるとの証明書で、サービスを利用するための情報が記載されています。必ず記載内容を確認し、大切に保管しましょう。

こんなときには

要介護（支援）認定の申請
介護や支援が必要となり、要介護（支援）認定の申請をするとき。

ケアプランなどの作成
ケアプランなどの作成依頼を市区町村に届け出るとき。

サービスの利用
サービスを利用するとき。

要介護（支援）認定の申請

要介護（支援）認定、保険証の交付

負担割合証の交付

保険料の納付

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。



- 介護予防事業のマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 虐待防止などの権利擁護事業
- ケアマネジャーへの支援
- 基本チェックリストの実施

サービスの提供

利用料（利用者負担分）の支払い

市区町村（保険者）

介護保険制度は、みんなが住んでいる市区町村が運営しています。



- 制度を運営します
- 要介護（支援）認定を行います
- 保険証を交付します
- 負担割合証を交付します
- サービスを確保・整備します

介護報酬の請求
介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供していきます。
事業者の指定は6年ごとの更新制です。



- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供します

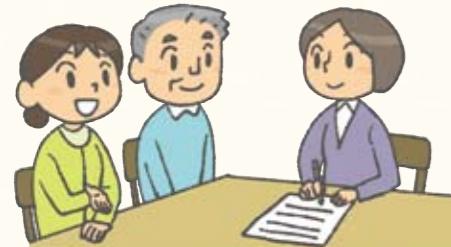
サービスを利用するためには

介護や支援が必要と思ったら、大口地域包括支援センターか菱刈地域包括支援センターに相談しましょう。

1 相談します

地域包括支援センターの窓口で、利用したいサービスなどについて相談します。

介護サービス、
介護予防サービス
を利用したい人



2 申請します

介護サービス、介護予防サービスを利用したい人は、介護保険係の窓口に申請します。



※申請は本人や家族などのほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証（65歳以上の人の場合）
- 医療保険の保険証（40～64歳の人の場合）

※このほかに、原則として本人や代理人の身元確認の書類およびマイナンバー確認の書類などが必要です。

3 基本チェックリストを受けます

地域包括支援センターで、心身や日常生活の状態など（生活機能）を調べる基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は、介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）となります。

P6へ

介護予防・
生活支援サービス
事業

（介護予防・日常生活支援総合事業）
を利用したい人



認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規6か月、更新12か月（月の末日までの期間+有効期間）です。

更新については有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

●交通事故等（第三者行為）による サービスの利用について

交通事故など第三者行為が原因で介護保険のサービスを利用することになった場合、費用を介護保険が一時的に立て替え、あとで加害者に請求します。ただし、示談が成立すると示談の内容が優先されてしましますので、示談の前に必ず市区町村の窓口にご連絡ください。

3 認定調査を受けます

介護認定調査員に自宅を訪問してもらい、心身の状態について調査を受けます。調査結果はコンピュータで判定（一次判定）され、さらに主治医意見書とともに介護認定審査会で審査・判定（二次判定）されます。

介護認定 調査

市区町村の職員などが自宅を訪問し、本人と家族などから聞き取り調査などを行います。
(全国共通の調査票が使われます。)

主治医 意見書

生活機能の低下の原因になった病気やけが、治療内容、心身の状態などについて、主治医に記載してもらった書類です。

介護認定 審査会

保健・医療・福祉の専門家から構成されています。総合的に審査し、要介護状態区分を決定します。（伊佐市では姶良・伊佐地区介護保険組合が実施しています。）



認定調査を受けるときのポイント！

- 体調の良いとき（通常時）に調査を
- 困っていることはメモしておく
- 家族などに同席してもらう
- 日常の補装具があれば伝える

4 認定結果が届きます

認定結果は、原則として申請から30日以内に伊佐市から送られてきます。

要支援 1・2

介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業を利用して生活機能が改善する可能性の高い人

P6へ

要介護 1～5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適切な人

P6へ

非該当

要介護や要支援に認定されなかった人
※基本チェックリストを受けて、生活機能の低下がみられた場合は「事業対象者」として介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

P6へ

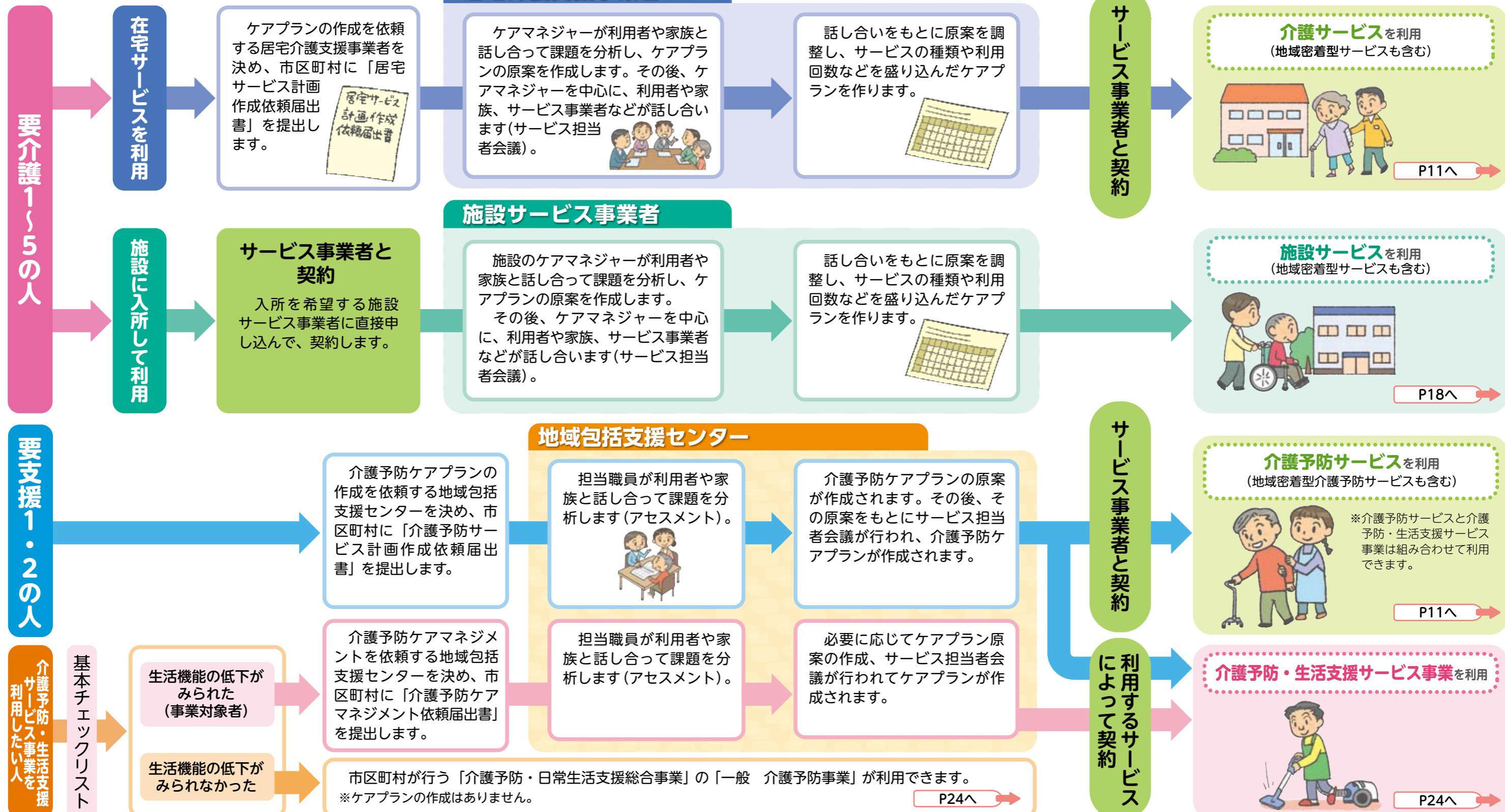
ケアプランの作成

介護保険サービスの利用には、ケアプランの作成が必要です。なお、ケアプランは利用者の状況に合わせて隨時見直しができます。

※40~64歳の人は、要支援1・2の人のみ介護予防・生活支援サービス事業の利用ができます。

※事業対象者になった後でも要介護認定の申請ができます。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。



※基本チェックリストは、地域包括支援センターや市区町村の窓口で受けます。

サービスの利用者負担

利用者はケアプランにもとづいてサービスを利用し、実際にかかるサービス費用の一部を支払います。

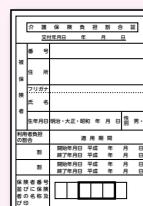
利用者負担の割合

介護保険のサービスを利用したときの利用者負担の割合は、原則としてサービスにかかった費用の1割または2割（平成30年8月からは1～3割）です。

利用者負担の割合 【改正ポイント】

平成30年 8月から	3割 ①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=340万円以上 ・2人以上世帯=463万円以上
	2割 ①②の両方に該当する人 （平成30年8月からは3割の対象とならない人で①②の両方に該当する人） ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人「年金収入+その他の合計所得金額」が ・単身世帯=280万円以上 ・2人以上世帯=346万円以上
	1割 上記以外の人

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。【改正ポイント】



介護保険負担割合証

要介護・要支援認定者や事業対象者には、利用者負担の割合が記載されている「介護保険負担割合証」が交付されます。サービスを利用するときは介護保険の保険証と一緒に提示してください。

支給限度額

おもな在宅サービスなどでは、介護保険からの給付に支給限度額が決められています。限度額内でサービスを利用するときは、利用者負担の割合分を負担しますが、限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担になります。

要介護1の人が、20万円のサービスを利用した場合 （1割負担の場合）



おもな在宅サービスなどの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,030円
要支援2	104,730円
要介護1	166,920円
要介護2	196,160円
要介護3	269,310円
要介護4	308,060円
要介護5	360,650円

※上記の金額は標準地域の場合です（介護保険が負担する分も含んだ額です）。

※事業対象者は原則として要支援1の限度額が設定されます。

利用者負担の軽減について

●介護（介護予防）サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担（利用者負担の割合についてはP8参照）の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合は世帯合計額）が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。ただし、支給限度額を超えた利用者負担分などについては対象になりません。



利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者 ^{※1}	44,400円
●一般	44,400円 ^{※2}
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額 ^{※3} および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、 生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※1 同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人（65歳以上の人）がいて、65歳以上の人（65歳以上の人）の収入が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上ある世帯の人。

※2 平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人も含む）の利用者負担割合が1割の世帯には、年間446,400円（8月～翌7月）を上限とする緩和措置が適用されます。

※3 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。【改正ポイント】

■市区町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、定められた限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（8月～翌年7月の算定期）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分 平成30年7月算定期まで	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯	所得区分 平成30年8月算定期から	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円				課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円				課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円	一般	56万円	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●平成30年8月から「現役並み所得者」が細分化され、負担限度額が変更されます。【改正ポイント】

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

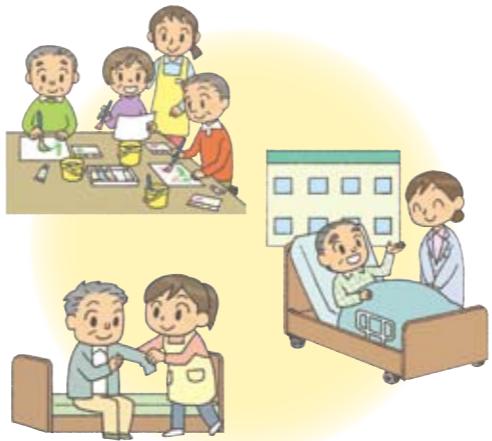
●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

その他、社会福祉法人等による利用者負担軽減がある場合があります

サービスについて

介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。

必要なときに必要なサービスを利用しましょう。



●平成30年4月からサービス費用が変わりました。【改正ポイント】

●利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割または2割（平成30年8月からは1～3割）※です。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。※利用者負担の割合については、P8を参照してください。

●訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」といいます。【改正ポイント】

●…在宅サービス

P11～17

◆…施設サービス

P18・19

★…地域密着型サービス

P21～23

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 福祉用具貸与 P16
- 特定福祉用具販売 P16
- 住宅改修費支給 P17

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- ◆介護老人福祉施設 P18
- ◆介護老人保健施設 P18
- ◆介護療養型医療施設 P19
- ◆介護医療院 P19
- ★地域密着型介護老人福祉施設 P22

状況に応じて利用するサービスを選びたいときは？

- ★小規模多機能型居宅介護 P22

認知症に対応したサービスを受けたいときは？

- ★認知症対応型共同生活介護 P21
- ★認知症対応型通所介護 P21

こんなときは…

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

こんなサービスがあります！

自宅でリハビリや医療チェックをしてほしいときは？

- 訪問介護／訪問型サービス P11
- 訪問入浴介護 P12

寝たきりでも自宅で入浴したいときは？

- 訪問リハビリテーション P12
- 訪問看護 P12
- 居宅療養管理指導 P15

外に出て介護やリハビリを受けたり、みんなと交流したいときは？

- 訪問入浴介護 P12

家族の介護の手を休ませたいなどは？

- 通所介護／通所型サービス P13
- 通所リハビリテーション P13
- ★認知症対応型通所介護 P21
- ★地域密着型通所介護 P21

老人ホームなどでサービスを受けたいときは？

- 通所介護／通所型サービス P13
- 通所リハビリテーション P13
- 短期入所生活介護 P14
- 短期入所療養介護 P14
- ★認知症対応型通所介護 P21
- ★地域密着型通所介護 P21

- 特定施設入居者生活介護 P15

在宅サービス

自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護 1～5 の人 訪問介護

内 容	利 用 時 間 な ど	サ ー ビ ス 費 用 の め やす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,940円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,230円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	980円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。【改正ポイント】

訪問型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援 1・2 の人

介護予防・生活支援サービス事業者

P25へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など

市区町村が基準や利用料などを設定します。

利用できるサービス

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1～5の人 訪問入浴介護

1回につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1・2	8,450円
	要介護1～5	12,500円

※伊佐市内にはサービス提供事業所はありません。

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1～5の人 訪問リハビリテーション

1回（20分以上）につき	サービス費用のめやす
	2,900円

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	サービス費用のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
	20分未満の場合	3,000円
30分未満の場合	4,480円	3,790円

要介護1～5の人 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす (訪問看護ステーションから訪問の場合)	サービス費用のめやす (病院・診療所から訪問の場合)
	20分未満の場合	3,110円
30分未満の場合	4,670円	3,960円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。



●通所して利用するサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

要介護1～5の人 通所介護

（通常規模の事業所の場合）

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上8時間未満 の場合 （送迎を含む）	要介護 1	6,450円
	要介護 2	7,610円
	要介護 3	8,830円
	要介護 4	10,030円
	要介護 5	11,240円



※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。 【改正ポイント】

※伊佐市内では地域密着型通所介護事業所（P21）のみとなっています。

通所型サービス（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の人

介護予防・生活支援サービス事業対象者

P25へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、住民主体の支援や保健・医療の専門職による短期集中的に行われるプログラムなど、多様なサービスを行います。

基準や利用料など 市区町村が基準や利用料などを設定します。



通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。

要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション

（共通的サービス）

1か月につき （送迎、入浴を含む）	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援 1	17,120円
要支援 2		36,150円

介護予防通所リハビリテーションでは共通的サービスとともに、利用者の目標に応じた「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的サービスを利用できます。

要介護1～5の人 通所リハビリテーション

（通常規模の事業所の場合）

内 容	要介護度	サービス費用のめやす
	要介護 1	7,120円
7時間以上8時間未満 の場合 （送迎を含む）	要介護 2	8,490円
	要介護 3	9,880円
	要介護 4	11,510円
	要介護 5	13,100円

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1～5の人 短期入所生活介護

介護老人福祉施設
〔併設型・多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1	4,370円
	要支援2	5,430円
	要介護1	5,840円
	要介護2	6,520円
	要介護3	7,220円
	要介護4	7,900円
	要介護5	8,560円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。 【改正ポイント】

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1～5の人 短期入所療養介護

介護老人保健施設
〔多床室〕を利用の場合

1日につき	要介護度	サービス費用のめやす
	要支援1	6,110円
	要支援2	7,650円
	要介護1	8,260円
	要介護2	8,740円
	要介護3	9,350円
	要介護4	9,860円
	要介護5	10,390円

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用する際には、下記の点に注意しましょう。

■連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。

■連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分を超えないことをめやすとしています。



●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1～5の人 特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用のめやす
要支援1	1,800円
要支援2	3,090円
要介護1	5,340円
要介護2	5,990円
要介護3	6,680円
要介護4	7,320円
要介護5	8,000円

住所地特例が適用されます

地域密着型特定施設以外の特定施設に入居した場合、住所地特例が適用されます。他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けます。

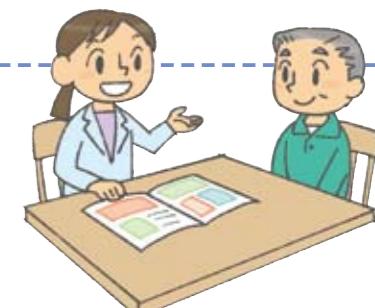
●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1～5の人 居宅療養管理指導



内 容	利用限度回数	サービス費用のめやす（1回につき）
医師または歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,070円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,580円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,070円
管理栄養士が行う場合	1か月に2回	5,370円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,550円

利用できるサービス

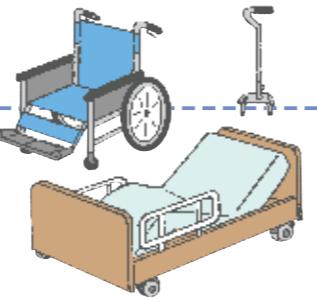
●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

要介護1～5の人 福祉用具貸与



対象となる 福祉用具

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	×	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	×	●	●
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器	×	●	●
手すり（工事をともなわないもの）	●	●	●
スロープ（工事をともなわないもの）	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	×	●	●
移動用リフト（つり具を除く）	×	●	●
自動排泄処理装置	▲	▲	●

●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。【改正ポイント】

●平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。【改正ポイント】

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割または2割※を負担します。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P8を参照ください）。

●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売

申請が必要です

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売

要介護1～5の人 特定福祉用具販売

対象となる 福祉用具

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

※（受領委任払い）同年度で10万円を上限に利用者が1割（一定以上所得者は2割）の購入費を事業者へ支払い、残りの9割（または8割）を伊佐市から販売事業者へ支給します。

【伊佐市では受領委任払い登録制度を取り入れています。福祉用具販売事業者は、伊佐市への登録が必要です。】

（償還払い）いったん利用者が購入費を全額負担します。後で申請すると同年度で10万円を上限に費用の9割（または8割）が支給されます。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P8を参照ください）。



●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給



住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。

住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

※（受領委任払い）20万円を上限に利用者が1割（一定以上所得者は2割）の改修費を施工事業者へ支払い、残りの9割（または8割）を伊佐市から施工事業者へ支給します。

【伊佐市では受領委任払い登録制度を取り入れています。施工事業者は、伊佐市への登録が必要です。】
(償還払い) いったん利用者が改修費を全額負担します。後で申請すると20万円を上限に費用の9割（または8割）が支給されます。

※引っ越しした場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P8を参照ください）。

利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市区町村へ事前に申請／市区町村の確認・承認

工事の実施・完了／支払い

市区町村へ領収書などを提出

住宅改修費の支給

事前の申請に必要な書類

- 事前協議書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- 改修後の完成予定の状態がわかるもの
写真または簡単な図を用いたもの

工事後に提出する書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの
- 完成後の状態を確認できる書類
改修前、改修後の日付入りの写真を添付
- 住宅の所有者の承諾書
改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合

※市区町村によって手続きの流れや内容が異なる場合があります。

施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP20をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

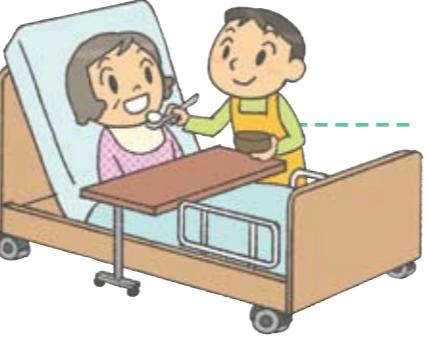
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1*	5,570円	5,570円	6,360円
要介護 2*	6,250円	6,250円	7,030円
要介護 3	6,950円	6,950円	7,760円
要介護 4	7,630円	7,630円	8,430円
要介護 5	8,290円	8,290円	9,100円

*新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。



●在宅復帰を目指す人が利用する施設

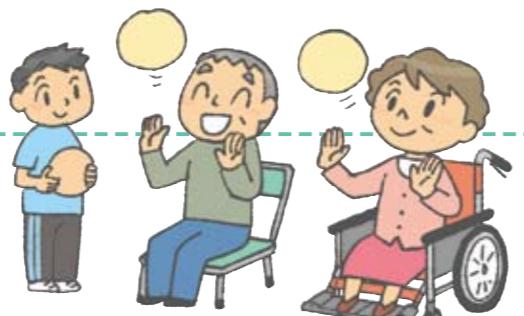
介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。

要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	6,980円	7,710円	7,770円
要介護 2	7,430円	8,190円	8,220円
要介護 3	8,040円	8,800円	8,840円
要介護 4	8,560円	9,310円	9,370円
要介護 5	9,070円	9,840円	9,880円



■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

●長期的な療養が必要な人が入所する施設

介護療養型医療施設（療養病床等）

療養病床等のある病院または診療所で、長期の療養を必要とする人が療養上の管理、看護、医学的管理のもとで、介護やその他の世話、機能訓練、必要な医療を行う施設です。

要介護1～5の人 介護療養型医療施設

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	6,410円	7,450円	7,670円
要介護 2	7,440円	8,480円	8,700円
要介護 3	9,670円	10,710円	10,930円
要介護 4	10,620円	11,660円	11,880円
要介護 5	11,470円	12,510円	12,730円



●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

平成30年4月創設 改正ポイント！

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。介護療養型医療施設の転換施設です。

要介護1～5の人 介護医療院

サービス費用のめやす（1日につき）

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	6,940円	8,030円	8,200円
要介護 2	8,020円	9,110円	9,280円
要介護 3	10,350円	11,440円	11,610円
要介護 4	11,340円	12,430円	12,600円
要介護 5	12,230円	13,320円	13,490円

*現在伊佐市内にはありません。

施設を利用したサービスの費用

施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1割または2割（平成30年8月から1～3割）、居住費等、食費、日常生活費が利用者の負担となります。



サービス費用

サービス費用の
1割または2割
(平成30年8月からは
1～3割)

居住費等

全額
基準費用額
があります

食費

全額
基準費用額
があります

日常生活費

全額
内容については、
各施設にお問い合わせください

基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額（1日につき）

居住費等				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	370円 (840円)	1,380円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費等・食費が軽減される場合があります

低所得の人が経済的理由で介護保険施設が利用できないことがないよう、申請して認められた場合は、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。超えた分は介護保険の「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

■負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室		
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額※+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。
●第1～3段階に該当しない人でも特例的に第3段階が適用される場合があります。詳しくは市区町村へお問い合わせください。
※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年8月から「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。【改正ポイント】

上の表に当てはまっていても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合

②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが利用できます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

●認知症の人が共同生活しながら利用できるサービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）



認知症の人が共同生活する住宅で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスが受けられます。

要支援2の人

介護予防認知症対応型 共同生活介護

※要支援1の人は利用できません。

要介護1～5の人

認知症対応型共同生活介護

（ユニット数2の場合）

要介護度	サービス費用の めやす
要支援2	7,430円
要介護1	7,470円
要介護2	7,820円
要介護3	8,060円
要介護4	8,220円
要介護5	8,380円

※30日以内の短期利用もできる場合があります。

●日中通所して、日常生活上の支援や機能訓練などを受けられるサービス

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人

地域密着型通所介護

内 容	要介護度	サービス費用の めやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護1	7,350円
	要介護2	8,680円
	要介護3	10,060円
	要介護4	11,440円
	要介護5	12,810円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。【改正ポイント】

認知症対応型通所介護

認知症の人を対象にした通所介護。認知症対応型通所介護事業所などで、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人

介護予防認知症対応型 通所介護

要介護1～5の人

認知症対応型通所介護

（単独型を利用する場合）

内 容	要介護度	サービス費用の めやす
7時間以上 8時間未満 の場合	要支援1	8,520円
	要支援2	9,520円
	要介護1	9,850円
	要介護2	10,920円
	要介護3	11,990円
7時間以上 8時間未満 の場合	要介護4	13,070円
	要介護5	14,140円

利用できるサービス

●通所、訪問、短期宿泊を組み合わせた多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の人 小規模多機能型居宅介護

要介護度	サービス費用のめやす
要支援 1	34,030円
要支援 2	68,770円
要介護 1	103,200円
要介護 2	151,670円
要介護 3	220,620円
要介護 4	243,500円
要介護 5	268,490円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。



このサービスを利用している間は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与以外の在宅サービス、その他の地域密着型サービスは利用できません。

●小規模な介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

〈多床室を利用する場合〉

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1*	5,650円
要介護 2*	6,340円
要介護 3	7,040円
要介護 4	7,740円
要介護 5	8,410円



※新規入所は原則として要介護3～5人が対象です。
※食費・居住費についてはP20を参照してください。

※伊佐市内には以下のサービス事業所はありません。

●複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。介護と医療それぞれのサービスが必要な人がサービスを受けられます。

要介護1～5の人 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1	123,410円
要介護 2	172,680円
要介護 3	242,740円
要介護 4	275,310円
要介護 5	311,410円

※緊急時などに短期利用ができる場合があります。

●小規模な介護専用型特定施設でのサービス

地域密着型特定施設入居者生活介護

特定施設（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームなど）のうち、定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要介護1～5の人 地域密着型特定施設入居者生活介護

要介護度	サービス費用のめやす
要介護 1	5,340円
要介護 2	5,990円
要介護 3	6,680円
要介護 4	7,320円
要介護 5	8,000円

●24時間対応の訪問介護と訪問看護のサービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携を取って、1日に複数回の「短時間の定期訪問」と、通報などによる「随時の対応」を24時間対応で行うサービスです。

要介護1～5の人 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〈一体型（訪問介護・訪問看護を同じ事業者で一括して提供）を利用する場合〉

要介護度	サービス費用のめやす (訪問看護を利用しない場合)	サービス費用のめやす (訪問看護を利用する場合)
要介護 1	56,660円	82,670円
要介護 2	101,140円	129,150円
要介護 3	167,930円	197,140円
要介護 4	212,420円	243,020円
要介護 5	256,900円	294,410円



●夜間の訪問介護サービス

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、定期巡回や通報システムによるオペレーションセンターによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●夜間対応型訪問介護

〈オペレーションセンターを設置している場合〉

内 容	サービス費用のめやす
基本夜間対応型訪問介護費	10,090円／月
定期巡回サービス	3,780円／回
随時訪問サービス	5,760円／回

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、市区町村が行う介護予防の取り組みです。「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つにわかれています。



●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

●要支援1・2の人

●介護予防・生活支援サービス事業対象者

(基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)

※40~64歳の人は、基本チェックリストの判定による介護予防・生活支援サービス事業の利用はできないため、要介護認定の申請をして要支援1・2の認定を受ける必要があります。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

対象者

●65歳以上のすべての人



※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

介護予防訪問介護相当サービス

介護予防訪問介護と同様のサービス、食事・入浴・排泄の介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助。

サービス費用のめやす	
週1回程度の利用	266円/回 (月4回超 1,168円/月)
週2回程度の利用	270円/回 (月8回超 2,335円/月)
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	285円/回 (月12回超 3,704円/月)

※身体介護・生活補助の区分はありません。

※乗車・降車等介助は利用できません。

通所型サービス

介護予防通所介護相当サービス

介護予防通所介護と同様のサービス。食事・入浴・排泄の介助や健康管理、機能訓練やレクリエーションなど。

サービス費用のめやす	
要支援1・事業対象者	378円/回 (月4回超 1,647円/月)
要支援2・事業対象者	389円/回 (月8回超 3,377円/月)

※送迎・入浴を含む。

※食費・日常生活費は別途必要です。

通所型サービスA

緩和した基準によるサービス。閉じこもり予防や自立支援を目的としたミニデイサービス、運動レクリエーション活動など。

サービス費用のめやす	
要支援1・事業対象者	330円/回 (月4回超 1,438円/月)
要支援2・事業対象者	340円/回 (月8回超 2,948円/月)

※送迎・入浴を含む。

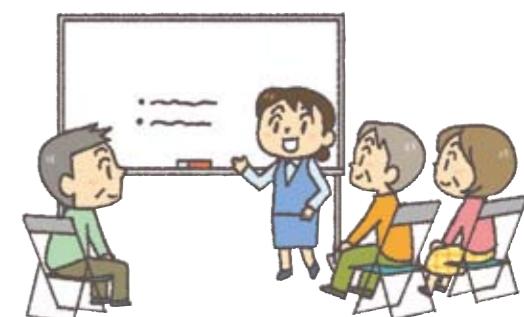
※食費・日常生活費は別途必要です。

一般介護予防事業

一般介護予防事業は、65歳以上の人なら誰でも利用できる事業です。それぞれの状態に応じた介護予防事業を紹介し、自立した生活が維持できるよう助言を行います。また、主体的に介護予防に取り組んでいる地域活動の場に対し、介護予防に関する技術的支援等を行い、地域全体としての介護予防の推進が図れるよう支援します。

事業の例

- 各校区コミュニティ単位での介護予防活動
- 介護予防に関する健康教室の開催
- 高齢者元気度アップ・ポイント事業
- 頭の体操予防教室
- 住民主体の介護予防活動の場に対する技術的支援など



65歳以上の人への 介護保険料

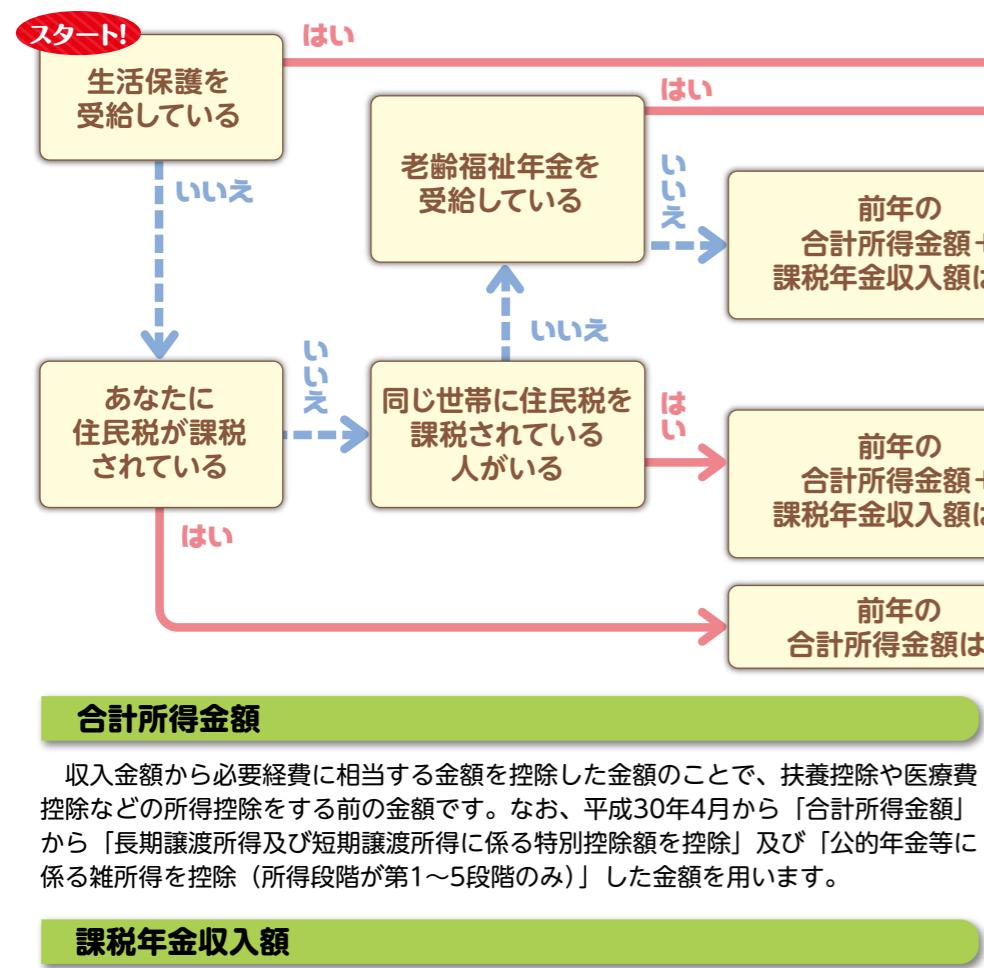


市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人々の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

$$\text{基準額(年額)} = \frac{\text{市区町村で介護保険給付にかかる費用} \times 65歳以上人の負担分(23\%)}{\text{市区町村の65歳以上の人数}}$$

介護保険料の決まり方 (平成30年度から3年間) 改正ポイント!



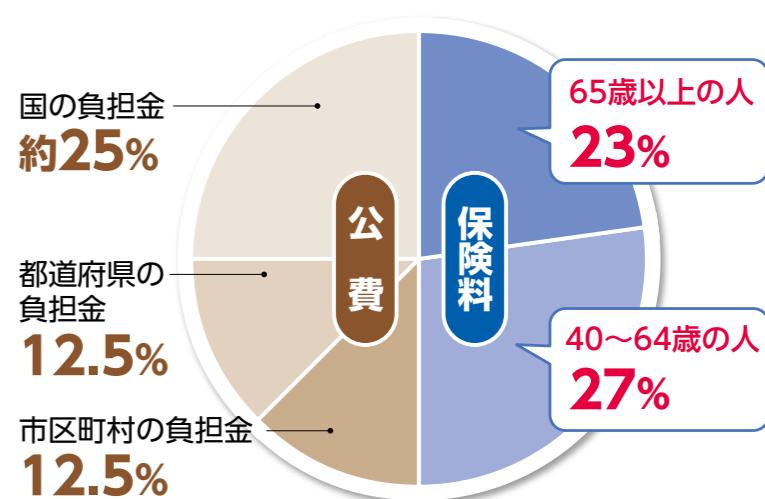
介護保険の財源 (平成30年度から3年間) 改正ポイント!

65歳以上の人々の負担分は、介護サービスにかかる費用の総額(利用者負担を除く)の23%と決められています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要なときに必要な介護サービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

財源の半分が保険料です!

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。



基準額をもとに、所得段階別の保険料が決められます

所得段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の	基準額×0.5 ※(0.45)	29,100円 (26,190円)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の	基準額×0.75	43,650円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の	基準額×0.75	43,650円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の	基準額×0.9	52,380円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の	基準額	58,200円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の	基準額×1.2	69,840円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の	基準額×1.3	75,660円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の	基準額×1.5	87,300円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の	基準額×1.7	98,940円

※()の率は、低所得者保険料軽減後の保険料率です。

介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から、原則として年金から納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日になります。そのため、65歳の誕生日の前日がある月から第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の定期支払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は仮に算定された保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることができます。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

市区町村から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

納め忘れのない
便利で確実な

口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印



★これらを持って市区町村指定の金融機関で手続きをしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落しができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

65歳になる年度の保険料について

65歳になった月（65歳の誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者として保険料を納めます。

例

10月1日生まれ → 9月分から

10月2日生まれ → 10月分から

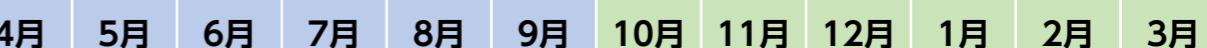


●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、年度末までの納期に分けて、加入している医療保険の保険料（介護保険分）から納めます。

〈例:10月2日生まれの人の場合〉

65歳



保険料を納めないと

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができなくなったときは、減免等がある場合がありますので、お早めに担当窓口までご相談ください。

●1年以上滞納すると
(納期限から1年経過)

サービス費用の全額をいったん利用者が負担します。申請により後で保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると
(納期限から1年6か月経過)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

●2年以上滞納すると
(納期限から2年経過)

サービスを利用するときの利用者負担が1割または2割から、3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※平成30年8月から、利用者負担の割合が3割（P8参照）の人が滞納した場合、4割に引き上げられます。

40～64歳の人（医療保険加入者）の介護保険料

保険料の決め方

加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与および賞与に応じて決められます。

保険料の納め方

国民健康保険に加入している人は国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与および賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

お問い合わせ先

伊佐市役所 〒895-2511 伊佐市大口里1888番地
電話 0995-23-1311
FAX 0995-22-5035

制度のこと

長寿介護課 介護保険係

介護保険料のこと

税務課 市民税係

介護保険の利用のご相談

大口地区

大口地域包括支援センター

〒895-2511 伊佐市大口里1888番地(大口庁舎内)
電話 0995-23-2377 FAX 0995-22-5035

●サブセンターはやひと(隼仁会)

〒895-2504 伊佐市大口青木3023番地14 電話 0995-22-0002

●サブセンターすずらんの里(大一会)

〒895-2524 伊佐市大口堂崎559番地2 電話 0995-23-0155

菱刈地区

菱刈地域包括支援センター

〒895-2701 伊佐市菱刈前目2106(菱刈庁舎内)
電話 0995-26-1307 FAX 0995-26-1202

●サブセンターレインボー(啓明福祉会)

〒895-2707 伊佐市菱刈徳辺2203番地1 電話 0995-26-2258



ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法
総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
KG012570-1600929